周易正義訓讀 —需卦・訟卦—

野間 文史

凡例

一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰《周易正義》の訓読訳である。

二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕の「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。その根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。

◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修　北京図書館蔵　北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本　「單疏本」と略称。）

◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃両浙東路茶塩司刊　足利学校蔵　汲古書院影印本　「足利八行本」と略称。）

◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「広大本」と略称。）

三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學藏舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（『廣島大學文學部紀要』第53巻特輯号1　一九九五年　後『五經正義の研究』所収）を参照されたい。

四 本稿の本文は校定した経・伝・注（王弼注〔 〕内）・疏文とその校勘記、訓読文の順である。

䷄ 乾下坎上　需、有孚、光亨。貞吉。利渉大川。

［疏］正義曰、此需卦繇辭*也。「需」者待也。物初蒙稚、待養而成、无信即不立、所待唯信也。故云「需有孚」、言需之爲體、唯有信也。「光亨、貞吉」者、若能有信、即需道光明、物得亨通、于正則吉、故云「光亨、貞吉」也。「利渉大川」者、以剛健而進、即不患於險、乾德乃亨、故云「利渉大川」。

「此需卦繇辭也」 阮校 閩・監・毛本同。錢本・宋本「繫」作「繇」。◎單疏本・広大本・足利八行本も「繇」字に作る。これに従う。下文も同じ。

需 孚（まこと）有れば、光りて亨る。貞なれば吉。大川を渉るに利あり。

［疏］正義に曰はく、此れ需卦の繇辭なり。「需」とは待〔まつ〕なり。物の初は蒙稚なれば、養を待ちて成り、信无くんば即ち立たず、待つ所は唯だ信のみなり。故に「需 孚有り」と云ふは、需の體爲る、唯だ信有るのみなるを言ふ。

「光りて亨る。貞なれば吉」とは、若し能く信有らば、即ち需の道

は光明にして、物亨通するを得、正しきに于いてせば則ち吉なり、故に「光りて亨る。貞なれば吉」と云ふなり。

「大川を渉るに利あり」とは、剛健を以てして進まば、即ち險に患はず、乾の德にして乃ち亨る、故に「大川を渉るに利あり」と云ふ。

彖曰、需、須也。險在前也。剛健而不陷、其義不困窮矣。「需有孚、光亨、貞吉」、位乎天位、以正中也。

〔謂五也。位乎天位、用其中正、以此待物、需道畢矣、故「光亨、貞吉」〕

［疏］「彖曰需須也」至「以正中也」。

○正義曰、此釋需卦繇*辭。「需、須也。險在前」者、釋需卦之名也。是需待之義、故云「需、須也」。「險在前」釋所以需待。由險難在前、故有待乃進也。「剛健而不陷、其義不困窮矣」者、解需道所以得亨、由乾之剛健。前雖遇險、而不被陷滯、是其需待之義、不有困窮矣、故得「光亨、貞吉」、由乾之德也。「需有孚、光亨、貞吉、位乎天位、以正中」者、此疊出需卦*繇辭、然後釋之也。言此需體非但得乾之剛彊而不陷、又由中正之力也。以九五居乎天子之位、又以陽居陽、正而得中、故能有信、光明亨通而貞吉也。「剛健而不陷」、只由二象之德、位乎天位以正中、是九五之德也。凡卦之爲體、或直取象而爲卦德者。或直取爻而爲卦德者。或以兼象爻*而爲卦德者、此卦之例是也。

○注「謂五也」至「光亨貞吉」。

○正義曰、「需道畢矣」者、凡需待之義、先須於信、後乃光明亨通於物而貞吉。能備此事、是須道終畢。五即居於天位、以陽居尊、中則不偏、正則无邪、以此待物、則所爲皆成、故「需道畢矣」。

「利涉大川」、往有功也。

〔乾德獲進、往輒亨也。〕

［疏］「利涉大川往有功也」。

○正義曰、釋「利涉大川」之義。以乾剛健、故行險有功也。

○注「乾德」至「亨也」。

○正義曰、前云「剛健而不陷」、此云「往有功」、「剛健」即乾也、故「乾德獲進」、往而有功、即是往輒亨通也。此雖釋「利涉大川」、兼釋上「光亨」之義。由是「光亨」乃得「利涉大川」、故於「利涉大川」、乃明亨也。

「或以兼象爻而爲卦德者」　◎諸本「爻」字の上にも「兼」字有り。広大本・嘉業堂本に従い衍字と見なす。

彖に曰はく、需は須〔まつ〕なり。險 前に在るなり。剛健にして陷らず、其の義は困窮せず。「需 孚有れば、光りて亨り、貞にして吉」、天位に位するは、正中なるを以てなり。

〔五を謂ふなり。「天位に位し」、其の中正を用ひ、此を以て物を待ち、需道 畢はる、故に「光りて亨る。貞にして吉」なり。〕

［疏］「彖曰需須也」より「以正中也」に至るまで。

○正義に曰はく、此れ需卦の繇辭を釋す。「需は須なり。險 前に在り」とは、需卦の名を釋するなり。是れ需待の義なり、故に「需は須なり」と云ふ。「險 前に在り」とは、需待する所以を釋するなり。險難 前に在るに由り、故に待つ有りて乃ち進むなり。

「剛健にして陷らず、其の義は困窮せず」とは、需道の亨るを得る所以は、乾の剛健なるに由るを解す。前に險に遇ふと雖も、而も陷滯を被らざるは、是れ其の需待の義、困窮有らず、故に「光りて亨り、貞にして吉」を得るは、乾の德に由ればなり。

「需 孚有れば、光りて亨る。貞にして吉、天位に位するは、正中なるを以てなり」とは、此れ疊ねて需卦の繇辭を出だし、然る後に之れを釋するなり。言ふこころは此の需の體は、但だに乾の剛彊を得て陷らざるのみに非ず、又た中正の力に由るなり。九五 天子の位に居り、又た陽を以て陽に居り、正にして中を得るを以て、故に能く信有りて、光明に亨通して貞吉なり。

「剛健にして陷らず」、只だ二象の德に由り、天位に位するに、正中を以てするは、是れ九五の德なり。

凡そ卦の體爲るや、直だ象を取るのみにて卦德と爲す者或り。直だ爻を取るのみにて卦德と爲す者或り。象と爻とを兼ぬるを以てして卦德と爲す者或るは、此の卦の例 是れなり。

○注の「謂五也」より「光亨貞吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「需道 畢はる」とは、凡そ需待の義、先づ信を須ちて、後に乃ち光明に 物 亨通して貞吉なり。能く此の事を備ふるは、是れ須道 終畢す。五 即ち天位に居り、陽を以て尊に居り、中は則ち偏らず、正は則ち邪无し、此を以て物を待たば、則ち爲す所皆な成る、故に「需道 畢はる」なり。

「大川を涉るに利あり」とは、往きて功有るなり。

〔乾の德は進むを獲、往けば輒ち亨るなり。〕

〔疏〕「利涉大川往有功也」。

○正義曰、「利涉大川」の義を釋す。乾は剛健なるを以て、故に險を行きて功有るなり。

○注の「乾德」より「亨也」に至るまで。

○正義に曰はく、前に「剛健にして陷らず」と云ひ、此に「往きて功有り」と云へば、「剛健」は即ち乾なり、故に「乾の德は進むを獲」、往きて功有るは、即ち是れ往けば輒ち亨通するなり。此れ「利涉大川」を釋すと雖も、兼ねて上の「光亨」の義を釋す。是れ「光亨」に由りて乃ち「利涉大川」を得、故に「利涉大川」に於いて、乃ち明らかに「亨」るなり。

象曰、雲上於天、需。君子以飲食宴樂。

〔童蒙已發、盛德光亨、飲食宴樂、其在茲乎。〕

〔疏〕「象曰」至「飲食宴樂」。

○正義曰、坎既爲險、又爲雨、今不言「險雨」者、此象不取險難之義也、故不云「險」也。雨是已下之物、不是須待之義、故不云「雨」也。不言「天上有雲」、而言「雲上於天」者、若是天上有雲、无以見欲雨之義、故云「雲上於天」。若言「雲上於天」、是天之欲雨、待時而落、所以明需天惠*將施而盛德又亨。故君子於此之時、「以飲食宴樂」。

「所以明需天惠」 ◎阮刻本「天」字を「大」字に誤る。單疏本・広大本・足利八行本に從う。

象に曰はく、雲 天に上るは、需。君子以て飲食宴樂す。

〔童蒙 已に發(ひら)かれ、盛德 光りて亨れば、飲食宴樂すること、其れ茲(ここ)に在るか。〕

〔疏〕「象曰」より「飲食宴樂」に至るまで。

○正義に曰はく、坎をば既に險と爲し、又た雨と爲すに、今「險雨」と言はざるは、此の象は險難の義を取らず、故に「險」と云はざるなり。雨は已に下るの物なれば、是れ須待の義ならず、故に「雨」と云はざるなり。

「天上に雲有り」と言はずして、「雲 天に上る」と言ふは、若し是れ天上に雲有らば、以て雨ふらんと欲するの義を見(しめ)すこと无し、故に「雲 天に上る」と云ふ。若し「雲 天に上る」と言はば、是れ天の雨ふらんと欲し、時を待ちて落つるにて、「需」の天惠 將に施さんとして盛德又た亨るを明らかにする所以なり。故に君子は此の時に於いて、「以て飲食宴樂す」るなり。

初九、需于郊。利用恆。无咎。

〔居需之時、最遠於難。能抑其進、以遠險待時、雖不應幾、可以保常也。〕

〔疏〕正義曰、但難在於坎、初九去難既遠、故待時在於郊。「郊」者是境上之地、亦去水遠也。「利用恆。无咎」者、「恆」常也。遠難待時以避其害、故宜利保守其常。所以「无咎」、猶不能見幾速進、但得「无咎」而已。

初九、郊に需つ。恆(つね)を用ふるに利あり。咎无し。

〔居りて需つの時、最も難より遠ざかる。能く其の進むを抑へて、以て險に遠ざかり時を待つは、幾に應ぜずと雖も、以て常を保つべきなり。〕

〔疏〕正義に曰はく、但だ難は坎に在るのみにて、初九は難を去ること既に遠し、故に時を待ちて郊に在り。「郊」は是れ境上の地にして、亦た水を去ること遠きなり。

「恆を用ふるに利あり。咎无し」とは、「恆」は常なり。難より遠ざかり時を待ちて以て其の害を避く、故に宜しく其の常を保守するに利あるべし。「咎无き」所以は、猶ほ幾を見て速かには進む能はず、但だ「咎无き」を得るのみ。

象曰、「需于郊」、不犯難行也。「利用恆。无咎」、未失常也。

〔疏〕正義曰、「不犯難行」者、去難既遠、故不犯難而行。「未失常」者、不敢速進、遠難待時、是未失常也。

象に曰はく、「郊に需つ」は、難を犯して行くことをせざるなり。「恆を用ふるに利あり。咎无し」とは、未だ常を失はざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「難を犯して行くことをせず」とは、難を去ること既に遠し、故に難を犯して行くことをせず。

「未だ常を失はず」とは、敢へて速かには進まず、難より遠ざかり時を待つは、是れ「未だ常を失はざる」なり。

九二、需于沙。小有言、終吉。
〔將近於難、故曰「需於沙」也。不至致寇、故曰「小有言」也。近不逼難、遠不後時、履健居中、以待其會、雖「小有言」、以吉終也。〕
〔疏〕正義曰、「沙」是水傍之地、去水漸近。待時于沙、故難稍近。雖未致寇、而「小有言」以相責讓。「近不逼難、遠不後時」、但「履健居中、以待要會」、雖小有責讓之言、而終得其吉也。

九二、沙に需つ。小（すこ）しく言ふこと有れども、終には吉なり。
〔將に難に近づかんとす、故に「沙に需つ」と曰ふなり。寇を致すには至らず、故に「小しく言ふこと有り」と曰ふなり。近づくも難に逼らず、遠ざかるも時に後れず、健を履みて中に居り、以て要會を待たば、「小しく言ふこと有り」と雖も、吉を以て終ふるなり。〕
〔疏〕正義に曰はく、「沙」は是れ水傍の地にして、水を去ること漸く近し。時を沙に待つ、故に難稍（やや）近し。未だ寇を致さずと雖も、而も「小しく言ふこと有り」りて以て相責讓す。
「近づくも難に逼らず、遠ざかるも時に後れず」、但だ「健を履みて中に居り、以て要會を待たば」、小しく責讓の言有りと雖も、而も終に其の吉を得るなり。

象曰、「需于沙」、衍在中也、雖「小有言」、*以吉終也。
〔疏〕正義曰、「需于沙、衍在中」者、「衍」謂寛衍、去難雖近、猶未逼于難、而寛衍在其中也。故「雖小有言、以吉終也」。
「以終吉也」 阮校 閩本同。石經・岳本・監・毛本作「以吉終也」。按「終」與「中」韻、作「終吉」者非。足利本「以」誤「也」。◎足利八行本も「以吉終也」に作る。これが正しい。

象に曰はく、「沙に需つ」は、衍（ゆたか）にして中に在れば、「小しく言ふこと有り」と雖も、吉を以て終ふるなり。
〔疏〕正義に曰はく、「沙に需つは、衍にして中に在り」とは、「衍」は寛衍（くわんえん）を謂ひ、難を去ること近しと雖も、猶ほ未だ難に逼らず、而して寛衍 其の中に在るなり。故に「小しく言ふこと有りと雖も、吉を以て終ふるなり」。

九三、需于泥。致寇至。
〔以剛逼難、欲進其道、所以招寇而致敵也。猶有須焉、不陷其剛。寇之來也、自我所招、敬愼防備、可以不敗。〕
〔疏〕正義曰、「泥」者水傍之地、泥溺之處。逼近於難、欲進其道、難必害己。故「致寇至」。猶且遲疑而需待時、雖即有「寇至」、亦未爲禍敗也。

九三、泥に需つ。寇の至るを致す。
〔剛を以て難に逼り、其の道に進まんと欲するは、寇を招きて敵を致す所以なり。猶ほ須つ有りて、其の剛に陷らず。寇の來たるや、我より招く所なれば、敬愼して防備せば、以て敗れざる

べし。」

〔疏〕正義に曰はく、「泥」は水傍の地、泥溺の處なり。逼りて難に近く、其の道に進まんと欲せば、難 必ず己れを害ひ、故に「寇の至るを致す」。猶ほ且つ遲疑して時を需待せば、即ち「寇の至る」有りと雖も、亦た未だ禍敗とは爲らざるなり。

象曰、「需于泥」、災在外也。自我「致寇」、敬愼不敗也。

〔疏〕正義曰、「災在外」者、釋「需于泥」之義。言爲需雖復在泥、泥猶居水之外、即災在身外之義、未陷其剛之義、故可用需以免。「自我致寇、敬愼不敗」者、「自」由也。由我欲進而致寇來、己若敬愼、則不有禍敗也。

象に曰はく、「泥に需つ」は、災 外に在るなり。我れより「寇を致す」も、敬愼して敗れざるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「災 外に在り」とは、「泥に需つ」の義を釋す。言ふこころは需を爲さば泥に在りと雖(いへど)も、泥は猶は水の外に居れば、即ち災は身外に在るの義にして、未だ其の剛の義に陷らず、故に需を用ひて以て免るべし。

「我れより寇を致すも、敬愼して敗れず」とは、「自」は由〔よる〕なり。我の進まんと欲するに由りて寇の來たるを致すも、己れ若(も)し敬愼せば、則ち禍敗有らざるなり。

六四、需于血。出自穴。

〔凡稱「血」者、陰陽相傷者也。陰陽相近、而不相得、陽欲進而陰塞之、則相害也。「穴」者陰之路也。處坎之始、居穴者也。九三剛進、四不能距、見侵則辟、順以聽命者也。故曰「需于血。出自穴」也。〕

〔疏〕「六四需于血出自穴」。

○正義曰、「需于血」者、謂陰陽相傷、故有血也。九三之陽、而欲上進、此六四之陰而塞其路、兩相妨害、故稱「血」。言待時于血、猶待時於難中也。「出自穴」者、「穴」即陰之路也、而處坎之始、是居穴者也。三來逼己、四不能距、故出此所居之穴以避之、但順以聽命而得免咎也。故〈象〉云「需于血、順以聽命」也。

○注「凡稱血者」至「出自穴也」。

○正義曰、「凡稱血者、陰陽相傷者也」、即坤之上六「其血玄黃」是也。「穴者、陰之路也」者、凡孔穴穿道、皆是幽隱、故云「陰之路也」。「處坎之始、居穴」者、坎是坎險、若處坎之上、即是出穴者也。「處坎之始」、是「居穴」者也。但《易》含萬象、此六四一爻、若以戰鬭言之、其出則爲血也。若以居處言之、其處則爲穴也。穴之與血*、各隨事義也。

「穴之與位」　【阮校】閩・監・毛本同。宋本「位」作「血」。◎單疏本・広大本・足利八行本も「血」字に作る。これが正しい。

六四、血に需つ。穴より出づ。

〔凡そ「血」と稱するは、陰陽 相傷(そこな)ふ者なり。陰陽 相近くして、相得ず、陽 進まんと欲して陰 之れを塞げば、則ち相害ふ

なり。「穴」とは陰の路なり。坎の始に處り、穴に居る者なり。九三の剛 進み、四 距ぐ能はず、侵さるれば則ち辟け、順ひて以て命を聽く者なり。故に「血に需つ。穴より出づ」と曰ふなり。」

［疏］「六四需于血出自穴」。

○正義に曰はく、「血に需つ」とは、陰陽 相傷ひ、故に「血」有るを謂ふなり。九三の陽にして上進を欲し、此の六四の陰にして其の路を塞ぎ、兩つながら相妨害す、故に「血」と稱す。言ふこころは時を血に待つは、猶ほ時を難中に待つがごときなり。

「穴より出づ」とは、「穴」は即ち陰の路にして、坎の始に處るは、是れ「穴に居る」者なり。三 來たりて己れに逼り、四 距ぐ能はず、故に此の居る所の穴より出でて以て之れを避け、但だ順にして以て命を聽きて咎を免るるを得るなり。故に〈象〉に「血に需つは、順にして以て命を聽く」と云ふなり。

○注の「凡稱血者」より「出自穴也」に至るまで。

○正義に曰はく、「凡そ血と稱するは、陰陽 相傷（そこな）ふ者なり」とは、即ち坤の上六の「其の血は玄黃」是れなり。

「穴とは陰の路なり」とは、凡そ孔穴・穿道は皆な是れ幽隱なり、故に「陰の路なり」と云ふ。

「坎の始に處り、穴に居る」とは、坎は是れ坎險なれば、若し坎の上に處らば、即ち是れ「穴より出づ」る者なり。「坎の始に處る」は、是れ「穴に居る」者なり。但だ《易》は萬象を含めば、此の六四の一爻、若し戰鬭を以て之れを言はば、其の出づるときは則ち「血」と爲るなり。若し居處を以て之れを言はば、其の處るときは則ち「穴」と爲るなり。「穴」と「血」と、各（おの）おの事義に隨ふなり。

象曰、「需于血」、順以聽也。

象に曰はく、「血に需つ」は、順にして以て聽くなり。

九五、需于酒食。貞吉。

［需之所須、以待達也。已得天位、暢其中正、无所復須。故「酒食」而已獲「貞吉」也。］

［疏］正義曰、「需于酒食。貞吉」者、五既爲需之主、已得天位、无所復需、但以需待酒食、以遞相宴樂而得「貞吉」。

九五、酒食（しゅし）に需つ。貞にして吉。

［需の須つ所は、以て達するを待つなり。已に天位を得、其の中正を暢（の）べたれば、復た須つ所无し。故に酒食して已に「貞吉」を獲るなり。］

［疏］正義に曰はく、「酒食に需つ。貞にして吉」とは、五 既に需の主と爲り、已に天位を得て、復た需つ所无し。但だ以て酒食を需待し、以て遞（たが）ひに相宴樂して「貞吉」を得るなり。

象曰、「酒食、貞吉」、以中正也。

［疏］正義曰、釋「酒食、貞吉」之義。言九五居中得正、需道亨通、

上下无事也。

象に曰はく、「酒食、貞吉」は、中正を以てなり。

[疏] 正義に曰はく、「酒食、貞吉」の義を釋す。言ふこころは九五中に居りて正を得、需道 亨通し、上下 事无きなり。

上六、入于穴。有不速之客三人來。敬之、終吉。

[六四所以「出自穴」者、以不與三相得而塞其路、不辟則害、故不得不「出自穴」而辟之也。至於上六、處卦之終、非塞路者也。與三爲應、三來之己、乃爲己援、故无畏害之辟、而乃有入穴之固也。三陽所以不敢進者、須難之終也。難終則至、不待召也。己居難終、故自來也。處无位之地、以一陰而爲三陽之主、故必敬之而後終吉。]

[疏]「上六」至「敬之終吉」。

○正義曰、「上六、入于穴」者、上六陰爻、故亦稱「穴」也。上六與三相應、三來之己、不爲禍害、乃得爲己援助、故上六无所畏忌、乃「入于穴」而居也。「有不速之客三人來」者、「速」召也。不須召喚之客有三人自來。「三人」謂初九・九二・九三。此三陽務欲前進、但畏于險難、不能前進、其難既通、三陽務欲上升、不須召喚而自來。故云「有不速之客三人來」也。「敬之終吉」者、上六居无位之地、以一陰而爲三陽之主、不可怠慢、故須恭敬此三陽、乃得終吉。

上六、穴に入る。速(まね)かざる客の三人 來たる有り。之れを敬めば、終に吉なり。

[六四の「穴より出づ」る所以は、三と相得ずして其の路を塞ぎ、辟けずば則ち害ふを以て、故に「穴より出で」て之れを辟けざるを得ざるなり。上六に至りては、卦の終に處り、路を塞ぐ者に非ざるなり。三と應を爲し、三 來たりて己れに之(ゆ)き、乃ち己が援を爲す、故に害を畏るるの辟 无くして、乃ち穴に入るの固有るなり。三陽の敢へて進まざる所以は、難の終るを須てばなり。難 終れば則ち至り、召すを待たざるなり。己れ難の終るに居る、故に自ら來たるなり。无位の地に處り、一陰にして三陽の主と爲るを以て、故に必ず之れを敬みて而る後に終に吉なり。]

[疏]「上六」より「敬之終吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「上六、穴に入る」とは、上六は陰爻なり、故に亦た「穴」と稱するなり。上六と三とは相應じ、三 來たりて己れに之(ゆ)くも、禍害を爲さず、乃ち己が援助を爲すを得、故に上六は畏忌する所无く、乃ち「穴に入り」て居るなり。

「速(まね)かざる客の三 人來たる有り」とは、「速」は召なり。召喚を須たざるの客 三人 自ら來たる有り。「三人」は初九・九二・九三を謂ふ。此の三陽は務めて前進を欲するも、但だ險難を畏れ、前進する能はず、其の難 既に通じたれば、三陽 務めて上升せんと欲し、召喚を須たずして自ら來たる。故に「速(まね)かざる客の三人來たる有り」と云ふなり。

「之れを敬めば、終に吉」とは、上六は无位の地に居り、一陰にして三陽の主と爲り、怠慢すべからざるを以て、故に須らく此の三陽を恭敬して、乃ち「終吉」を得べきなり。

象曰、「不速之客來、敬之終吉」、雖不當位、未大失也、

〔處无位之地、不當位者也。敬之則得終吉、故「雖不當位、未大失也」。〕

〔疏〕正義曰、「雖不當位、未大失」者、釋「敬之終吉」之義。言己雖不當位、而以一陰爲三陽之主。若不敬之、則有凶害。今由己能敬之、雖不當位、亦未有大失。言初時雖有小失、終久乃獲吉、故云「未大失」也。且需之一卦、須待難通。其於六爻、皆假他物之象、以明人事。待通而亨、須待之義。且凡人萬事、或有去難遠近也。*須出須處、法此六爻、即萬事盡矣、不可皆以人事曲細比之。《易》之諸爻之例、並皆放此。

「或有去難遠近也」　◎広大本・嘉業堂本に従い、「也」字を補う。

象に曰はく、「速（まね）かざる客の三人來たるも、之れを敬まば、終に吉」とは、位に當たらずと雖も、未だ大いには失はざるなり、

〔无位の地に處るは、位に當たらざる者なり。之れを敬めば則ち終吉を得るが故に「位に當たらずと雖も、未だ大いには失はざる」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「位に當たらずと雖も、未だ大いには失はず」とは、「之れを敬まば、終に吉」の義を釋す。言ふこころは己れ位に當たらずと雖も、而も一陰を以て三陽の主と爲る。若（も）し之れを敬まずば、則ち凶害有り。今 己れ能く之れを敬むに由り、位に當たらずと雖も、亦た未だ大失有らず。言ふこころは初時に小失有りと雖も、終久には乃ち吉を獲るが故に「未だ大いには失はず」と云ふなり。且つ需の一卦は、難の通ずるを須待す。其の六爻に於いて、皆な他物の象を假りて、以て人事を明らかにす。通ずるを待ちて亨るは、須待の義なり。且つ凡そ人の萬事、或いは難を去るの遠近有るなり。出づるを須ち處るを須つに、此の六爻に法らば、即ち萬事盡くすも、皆なは人事を以て曲細に之れを比すべからず。《易》の諸爻の例、並びに皆な此れに放（なら）へ。

䷅ 坎下乾上　訟、有孚窒。惕、中吉。

〔「窒」謂窒塞也。皆*惕、然後可以獲「中吉」。〕

〔疏〕正義曰、「窒」塞也。「惕」懼也。凡「訟」者、物有不和、情相乖爭而致其訟。凡訟之體、不可妄興、必有信實、被物止塞、而能惕懼、中道而止、乃得吉也。

「皆惕」　◎樓宇烈『王弼集校釋』では孫星衍・焦循説に従い、「皆」字を「能」字に改める。疏文と合うので妥当だと思われるが、今は「皆」字のままとする。

訟、孚（まこと）有れども窒（ふさ）がる。惕（おそ）れて中吉なり。

〔「窒」と窒塞を謂ふなり。皆な惕れ、然る後に以て「中吉」を獲べし。〕

〔疏〕正義に曰はく、「窒」は塞なり。「惕」は懼なり。凡そ「訟」

とは、物に和せざる有りて、情の相乖爭して其の訟を致すものなり。凡そ「訟」の體、妄りに興すべからず、必ず信實有るも、物に止塞せらる。而れども能く惕懼し、中道にして止めば乃ち吉を得るなり。

終凶。利見大人。不利涉大川。

［疏］正義曰、「終凶」者、訟不可長、若終竟訟事、雖復窒惕、亦有凶也。「利見大人」者、物既有訟、須大人決之、故「利見大人」也。「不利涉大川」者、以訟不可長、若以訟而往涉危難、必有禍患、故「不利涉大川」。

終へんとすれば凶なり。大人を見るに利あり、大川を涉るに利あらず。

［疏］正義に曰はく、「終へんとすれば凶」とは、訟は長ずべからず、若し終竟事を訟(あらそ)はば、窒(ふさ)がりて惕(おそ)ると雖(いへど)も、亦た凶有るなり。「大人を見るに利あり」とは、物既に訟有れば、大人を須ちて之れを決す、故に「大人を見るに利ある」なり。「大川を涉るに利あらず」とは、訟は長ずべからず、若し訟を以て往きて危難を涉らば、必ず禍患有るを以て、故に「大川を涉るに利あらざる」なり。

彖曰、訟、上剛下險、險而健訟、「訟、有孚窒、惕、中吉」、剛來而得中也。「終凶」、訟不可成也、「利見大人」、尚中正也。「不利涉大川」、入于淵也。

〔凡不和而訟、无施而可、涉難特甚焉。唯有信而見塞懼者、乃可以得吉也。猶復不可終、中乃吉也。不閉其源、使訟不至、雖每不枉、而訟至終竟、此亦凶矣。故雖復有信、而見塞懼、猶不可以爲終也。故曰「訟有孚、窒惕、中吉、終凶也」。无善聽者、雖有其實、何由得明。而令有信塞懼者、得其「中吉」、必有善聽之主焉、其在二乎。以剛而來、正夫羣小、斷不失中、應斯任也。〕

［疏］「彖曰訟上剛下險」至「入于淵也」。

○正義曰、此釋繇辭之義。「訟上剛下險、險而健訟」者、「上剛」即乾也。「下險」即坎也。猶人意懷險惡、性又剛健、所以訟也。此二句因卦之象以顯有訟之所由。案上「需」須也、以釋卦之名、此訟卦不釋「訟」名者、「訟」義可知、故不釋也。諸卦其名難者則釋之、其名易者則不釋之。他皆倣此。「訟有孚、窒惕、中吉、剛來而得中」者、先疊出訟之繇辭、以「剛來而得中」者、釋所以訟得其「有孚、窒惕、中吉」者、言*由九二之剛、來向下體而處下卦之中、爲訟之主、而聽斷獄訟、故訟者得其「有孚、窒惕、中吉」也。「終凶、訟不可成」者、釋「終凶」之義。以爭訟之事、不可使成、故「終凶」也。「利見大人、尚中正」者、釋「利見大人」之義。所以於訟之時、利見此大人者、以時方鬭爭、貴尚居中得正之主而聽斷之。「不利涉大川、入于淵」者、釋「不利涉大川」之義。若以訟事往涉于川、即必墜于深淵而陷于難也。

○注「凡不和而訟」至「應斯任也」。

○正義曰、「无施而可」者、言若性好不和、又與人鬭訟、即无處施設而可也。言所往之處皆不可也。「涉難特甚焉」者、言好訟之人、習常施爲、已自*不可。若更以訟涉難、其不可特甚焉、故云「涉難特甚焉」。

「中乃吉」者、謂此訟事以中途而止、乃得吉也。前注云「可以獲中吉」、謂獲*中止之吉。「不閉其源、使訟不至」者、若能謙虚退讓、與物不競、即此是閉塞訟之根源、不*使訟又至也。今不能如此、是不閉塞訟源、使訟得至也。「雖每不枉、而訟至終竟」者、謂雖每訴訟陳其道理、不有枉曲、而訟至終竟、此亦凶矣。

「言中九二之剛」 [阮校] 閩・監・毛本同。宋本「中」作「由」。◎單疏本・広大本・足利八行本も「由」字に作る。これが正しい。

「己且不可」 [阮校] 閩・監・毛本同。宋本「且」作「自」。◎單疏本・広大本・足利八行本も「自」字に作る。これが正しい。

「謂獲中止之吉」 ◎ちなみに広大本は「止」字を「正」字に作る。

「不使訟又至也」 ◎諸本「使訟不至也」に作るが、広大本が「不使訟又至也」に作るのに従う。

彖に曰はく、訟、上は剛にして下は險なり。險にして健なるは訟なり。「訟は、孚(まこと)有れども窒(ふさ)がる。惕れて中吉なり」とは、剛來たりて中を得るなり。「終へんとすれば凶」とは、訟は成すべからざるなり。「大人を見るに利あり」とは、中正を尚ぶなり。「大川を渉るに利あらず」とは、淵に入るなり。

[凡そ和せずして訟ふるは、施して可なる无く、難を渉るは特に甚し。唯だ信有りて塞懼せらるる者のみ、乃ち以て吉を得べきなり。猶(なほ)復終ふべからず、中なれば乃ち吉なり。其の源を閉ぢず、訟をして至らしめず、每に枉げずと雖も、而も訟 終竟に至るは、此れ亦た凶なり。故に信有りと雖(いへど)も、而も塞懼せられ、猶ほ以て終を爲すべからざるなり。故に「訟は孚有れども窒がる。惕れて中吉なり、終へんとすれば凶なり」と曰ふ。善聽无き者は、其の實有りと雖も、何に由りて明らかにし得ん。而して信有りて塞懼する者をして、其の「中吉」を得て、必ず善聽の主有らしむるは、其れ二に在るか。剛を以てして來たり 夫(か)の羣小を正し、斷ずること中を失はざるは、斯の任に應ずればなり。」]

[疏]「彖曰訟上剛下險」より「入于淵也」に至るまで。

○正義に曰はく、此れ彖辭の義を釋す。「訟、上は剛にして下は險なり、險にして健なるは訟なり」とは、「上剛」は即ち乾なり。「下險」は即ち坎なり。猶ほ人の 意は險惡を懷き、性は又た剛健なるがごとく、訟ふる所以なり。此の二句は卦の象に因りて以て訟有るの由る所を顯かにす。

案ずるに上の「需は須なり」は、以て卦の名を釋せるに、此の訟卦に「訟」の名を釋せざるは、「訟」の義は知るべし、故に釋せざるなり。諸卦 其の名の難き者は則ち之れを釋し、其の名の易き者は則ち之れを釋せず。他は皆な此に倣へ。

「訟、孚有れども窒がる。惕れて中吉なり。剛 來たりて中を得るなり」とは、先づ疊ねて訟の彖辭を出だし、「剛 來たりて中を得」を以てするは、訟の 其の「孚有りて窒がる。惕れて中吉」を得る所以の者を釋す。言ふこころは九二の剛 來たりて下體に向かひて下卦の中に處り、訟の主と爲りて、獄訟を聽斷するに由り、故に訟ふる者其の「孚有りて窒がる。惕れて中吉」を得るなり。

「終へんとすれば凶とは、訟は成すべからず」とは、「終凶」の義を釋す。爭訟の事は、成さしむべからざるを以て、故に「終へんとす

れば凶」なり。

「大人を見るに利ありとは、中正を尚ぶなり」とは、「利見大人」の義を釋す。訟の時に於いて、此の大人を見るに利ある所以は、時に方に鬪争し、居中得正の主を貴尚して之れを聽斷するを以てなり。

「大川を渉るに利あらずとは、淵に入るなり」とは、「不利渉大川」の義を釋す。若し訟事を以て往きて川を渉らば、即ち必ず深淵に墜ちて、難に陷るなり。

○注の「凡不和而訟」より「應斯任也」に至るまで。

○正義に曰はく、「施す无くして可」とは、言ふこころは若し性 不和を好み、又た人と鬪訟すれば、即ち施設して可なる處无きなり。往く所の處 皆な不可なるを言ふ。

「難を渉るは特に甚し」とは、言ふこころは訟を好むの人は、習常に施爲すること、已自に不可なり。若し更に訟を以て難を渉るは、其の不可なること特に甚し、故に「難を渉るは特に甚し」と云ふ。

「中なれば乃ち吉」とは、此の訟事をば中途を以てして止めば、乃ち吉を得るを謂ふなり。前注に「以て中吉を獲べし」と云ふは、中止の吉を獲るを謂ふ。

「其の源を閉ぢず、訟をして至らしめず」とは、若し能く謙虚に退讓し、物と競はざるは、即ち此れは是れ訟の根源を閉塞し、訟をして又たとは至らしめず。今 能はざること此の如きは、是れ訟源を閉塞せず、訟をして至るを得しむるなり。

「毎に枉げずと雖も、而も訟 終竟に至る」とは、訴訟毎に其の道理に枉曲有らざるを陳ぶと雖も、而も訟の終竟に至るは、此れ亦た凶なり。

象曰、天與水違行、訟。君子以作事謀始。

〔「聽訟吾猶人也。必也使無訟乎」。无訟在於「謀始」、「謀始」在於作制。契之不明、訟之所以生也。物有其分、職不相監*、爭何由興。訟之所以起、契之過也。故有德司契而不責於人。〕

〔疏〕「天與水違行訟」至「作事謀始」。

○正義曰、天道西轉、水流東注、是天與水相違而行。相違而行、象人彼此兩相乖戾、故致訟也。不云「水與天違行」者、凡訟之所起、必剛健在先、以爲訟始、故云「天與水違行」也。「君子以作事謀始」者、物既有訟、言君子當防此訟源。凡欲興作其事、先須謀慮其始。若初始分職分明、不相干涉、即終无所訟也。

○注「聽訟」至「不責於人」。

○正義曰、「訟之所以起、契之過」者、凡鬪訟之起、只由初時契要之過、謂作契要不分明。「有德司契」者、言上之有德司主契要、而能使分明以斷於下、亦不須責在下之人有爭訟也。「有德司契」之文、出老子經也。

「起契之過、職不相監」院校 閩本同。岳本・監・毛本「監」作「濫」。釋文亦作「濫」。宋本・古本・足利本無上四字。岳本同。◎足利八行本「起契之過」四字無し。今衍文と見なす。

象に曰はく、天と水と違ひて行くは、訟なり。君子以て事を作すに始を謀る。

〔「訟を聽くは吾れ猶ほ人のごときなり。必ずや訟無からしめんか」。

訟无きは「始を謀る」に在り、「始を謀る」は制を作るに在り。契の明らかならざるは、訟の生ずる所以なり。物に其の分有らば、職は相監せず、爭 何に由りて興らん。訟の起こる所以は、契の過ちなり。故に有德は契を司りて人を責めず。」

〔疏〕「天與水違行訟」より「作事謀始」に至るまで。

○正義に曰はく、天道 西に轉じ、水流 東に注ぐは、是れ天と水と相違ひて行くなり。相違ひて行くは、人の彼れ此れ兩つながら相乖戾するに象る、故に訟を致すなり。

「水と天と違ひて行く」と云はざるは、凡そ訟の起こる所は、必ず剛健 先に在りて、以て訟の始を爲す、故に「天と水と違ひて行く」と云ふなり。

「君子以て事を作すに始を謀る」とは、物 既に訟有れば、君子は當に此の訟源を防ぐべきを言ふ。凡そ其の事を興作せんと欲せば、先づ須らく其の始を謀慮すべし。若し初始に分職 分明にして、相干涉せざれば、即ち終に訟ふる所无きなり。

○注の「聽訟」より「不責於人」に至るまで。

○正義に曰はく、「訟の起こる所以は、契の過ちなり」とは、凡そ鬭訟の起こるは、只だ初時の契要の過ちに由るにて、契要を作ること分明ならざるを謂ふ。

「有德は契を司る」とは、言ふこころは上の有德 契要を司主して、能く分明して以て下を斷ぜしめ、亦た在下の人に爭訟有るを責むるを須ひざるなり。

「有德司契」の文は《老子經》に出づるなり。

初六、不永所事、小有言、終吉。

〔處訟之始、訟不可終、故「不永所事」、然後乃吉。凡陽唱而陰和、陰非先唱者也。四召而應、見犯乃訟。處訟之始、不爲訟先、雖不能不訟、而了訟必辯明矣。〕

〔疏〕「初六」至「小有言終吉」。

○正義曰、「不永所事」者、「永」長也。不可長久爲鬭訟之事、以「訟不可終」也。「小有言、終吉」者、言「終吉」者、言初六應于九四。然九四剛陽先來非理犯己、初六陰柔見犯乃訟、雖不能不訟、是不獲已而訟也、故「小有言」。以處訟之始、不爲訟先、故「終吉」。

○注「處訟之始」至「必辯明也」。

○正義曰、「處訟之始」者、始入訟境。言訟事尚微、故云「處訟之始」也。「不爲訟先」者、言己是陰柔、待唱乃和、故云「不爲訟先」也。

初六、事とする所を永くせず。小しく言ふこと有れども、終には吉なり。

〔訟の始に處り、訟は終ふべからず、故に「事とする所を永くせず」して、然る後に乃ち吉なり。凡そ陽の唱して陰の和するにて、陰の先づ唱する者には非ざるなり。四 召して應じ、犯さるれば乃ち訟ふ。訟の始に處り、訟の先と爲らずば、訟へざる能はずと雖も、而も了（つひ）に訟は必ず辯明なり。〕

〔疏〕「初六」より「小有言終吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「事とする所を永くせず」とは、「永」は長なり。長久に鬭訟の事を爲すべからざるは、「訟は終ふべからざる」を以て

なり。

「小しく言ふこと有れども、終には吉」とは、「終には吉」と言ふは、初六 九四に應ずるを言ふ。然れども九四の剛陽 先づ來たるは非理にして已れを犯し、初六の陰柔 犯されて乃ち訟へ、訟へざる能はずと雖も、是れ已むを獲ずして訟ふるなり、故に「小しく言ふこと有り」。訟の始に處りて、訟の先と爲らざるを以て、故に「終には吉」なり。

○注の「處訟之始」より「必辯明也」に至るまで。

○正義に曰はく、「訟の始に處る」とは、始めて訟境に入るなり。言ふこころは訟事 尚ほ微なり、故に「訟の始に處る」と云ふなり。

「訟の先と爲らず」とは、言ふこころは已れは是れ陰柔なれば、唱を待ちて乃ち和す、故に「訟の先と爲らず」と云ふなり。

象曰、「不永所事」、訟不可長也。雖「小有言」、其辯明也。

〔疏〕正義曰、「訟不可長」者、釋「不永所事」。以訟不可長、故不長此鬭爭之事。「其辯明」者、釋「小有言」。以訟必辯析分明、四雖初時犯己、己能辯訟、道理分明、故初時「小有言」也。

象に曰はく、「事とする所を永くせざる」は、訟の長くすべからざればなり。「小しく言ふこと有り」と雖も、其の辯は明らかなり。

〔疏〕正義に曰はく、「訟は長ずべからず」とは、「事とする所を永くせず」を釋す。訟の長ずべからざるを以て、故に此の鬭爭の事を長くせず。

「其の辯は明らかなり」とは、「小しく言ふこと有り」を釋す。訟は必ず辯析 分明なるを以てなり。四 初時に已れを犯すと雖も、已れ能く訟を辯じ、道理 分明なり、故に初時に「小しく言ふこと有る」なり。

九二、不克訟、歸而逋其邑。人三百戸、无眚。

〔以剛處訟、不能下物、自下訟上、宜其不克。若能以懼、歸竄其邑、乃可以免災。邑過三百、非爲竄也。竄而據強、災未免也。〕

〔疏〕「九二」より「三百戸无眚」に至るまで。

○正義曰、「不克訟」者、「克」勝也。「以剛處訟、不能下物、自下訟上」、與五相敵、不勝其訟、言訟不得勝也。「歸而逋其邑」者、訟既不勝、怖懼還歸、逋竄其邑。若其邑強大、則大都偶國、非逋竄之道。「人三百戸、无眚」者、若其邑狹少、唯三百戸乃可也。「三百戸」者、鄭注禮記云「小國下大夫之制」、又鄭注周禮小司徒云「方十里爲成、九百夫之地、溝渠、城郭、道路三分去其一、餘六百夫。又以田有不易、有一易、有再易、定受田三百家」、即此「三百戸」者、一成之地也。鄭注云「不易之田、歲種之。一易之田、休一歲乃種。再易之地、休二歲乃種。言至薄也。苟自藏隱、不敢與五相敵、則无眚災。

○注「以剛處訟」至「災未免也」。

○正義曰、「若能以懼、歸竄其邑、乃可免災」者、如此注意、則經稱「其邑」二字連上爲句、「人三百戸」合下爲句。

九二、訟に克たず、歸りて其の邑に逋(のが)る。人 三百戸にして、眚(わざわひ)

无し。
〔剛を以て訟に處り、物に下る能はず、下より上を訟ふるは、宜しく其れ克たざるべし。若し能く以て懼れ、其の邑に歸り竄るれば、乃ち以て災を免るべし。邑 三百を過ぐるは、竄を爲すに非ざるなり。竄れて強に據るは、災をば未だ免れざるなり。〕

〔疏〕「九二」至「三百戸无眚」。

○正義曰、「訟に克たず」とは、「克」は勝〔かつ〕なり。「剛を以て訟に處り、物に下る能はず、下より上を訟へ」、五と相敵し、其の訟に勝たざるは、訟に勝つを得ざるを言ふ。

「歸りて其の邑に逋る」とは、訟に既に勝たず、怖懼して還歸し、其の邑に逋れ竄る。若し其の邑 強大ならば、則ち大都 國に偶ぶにて、逋竄の道に非ず。

「人 三百戸にして、眚 无し」とは、若し其の邑の狹少、唯だ三百戸のみなれば乃ち可なり。「三百戸」とは、鄭（玄）《禮記》に注して「小國下大夫の制」と云ひ、又た鄭（玄）《周禮》小司徒に注して「方十里を成と爲し、九百夫の地、溝渠、城郭、道路をば三分して其の一を去り、餘の六百夫。又た田に不易有り、一易有り、再易有るを以て、定めて田三百家を受く」と云ふは、即ち此の「三百戸」なる者にして、一成の地なり。鄭注に「不易の田は、歲ごとに之れを種う。一易の田は、休むこと一歲にして乃ち種う。再易の地は、休むこと二歲にして乃ち種う。至薄を言ふなり」と云ふ。苟しくも自ら藏隱するに、敢へて五と相敵せざれば、則ち眚災无し。

○注の「以剛處訟」より「災未免也」に至るまで。

○正義に曰はく、「若し能く以て懼れ、其の邑に歸り竄るれば、乃ち以て災を免るべし」とは、此の注の意の如くんば、則ち經に「其邑」の二字を稱するに上に連ねて句を爲し、「人三百戸」は下に合して句を爲す。

象曰、「不克訟」、歸逋竄也。「自下訟上」、患至掇也。

〔疏〕正義曰、「歸逋竄」者、釋「歸而逋邑」。以訟之不勝、故退歸逋竄也。「患至掇」者、「掇」猶拾掇也。「自下訟上」、悖逆之道、故禍患來至、若手自拾掇其物、言患必來也。故王肅云「若手拾掇物然」。

象に曰はく、「訟に克たず」、歸り逋れて竄るるなり。「下より上を訟ふ」るは、患へ至りて掇れるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「歸り逋れて竄る」とは、「歸りて邑に逋る」を釋す。之れを訟へて勝たざるを以て、故に退き歸りて逋れ竄るなり。

「患へ至りて掇る」とは、「掇」は猶ほ拾掇のごときなり。「下より上を訟ふ」るは、悖逆の道なり、故に禍患の來たり至ること、手自ら其の物を拾掇するが若く、患の必ず來たるを言ふ。故に王肅は「手づから物を拾掇するが若く然す」と云ふ。

六三、食舊德。貞厲。終吉。或從王事无成。
〔體夫柔弱、以順於上、不爲九二「自下訟上」、不見侵奪、保全其有、故得食其舊德而不失也。居爭訟之時、處兩剛之間、而皆近

不相得、故曰「貞厲」。柔體不爭、繋應在上、衆莫能傾、故曰「終吉」。上壯爭勝、難可忤也。故或從王事、不敢成也。〕

〔疏〕「六三食舊德」至「王事无成」。

○正義曰、「食舊德」者、六三以陰柔順從上九、不爲上九侵奪、故保全己之所有、故食其舊日之德祿位。「貞厲」者、「貞」正也。「厲」危也。「居爭訟之時、處兩剛之閒」、故須貞正自危厲、故曰「貞厲」。然六三柔體不爭、係應在上、衆莫能傾、故「終吉」也。「或從王事无成」者、三應於上、上則壯而又勝、故六三或從上九之王事、不敢觸忤、无敢先成、故云「无成」。

六三、舊德を食む。貞にして厲くす。終には吉。或いは王事に從ふも成す无し。

〔夫の柔弱を體して以て上に順ひ、九二の「下より上を訟ふ」るを爲さざれば、侵奪せられず、其の有を保全す、故に其の舊德を食みて失はざるを得るなり。爭訟の時に居り、兩剛の閒に處るも、而も皆な近くして相得ず、故に「貞にして厲くす」と曰ふ。柔體は爭はず、繋の應は上に在りて、衆の能く傾くる莫し、故に「終には吉」と曰ふ。上の壯は勝を爭ひ、忤ふべきこと難きなり。故に或いは王事に從ふも、敢へて成さざるなり。〕

〔疏〕「六三食舊德」より「王事无成」に至るまで。

○正義曰、「舊德を食む」とは、六三は陰柔を以て上九に順從し、上九の侵奪を爲さず、故に己の所有を保全し、故に其の舊日の德の祿位を食む。

「貞なれど厲し」とは、「貞」は正なり。「厲」は危なり。「爭訟の時に居り、兩剛の閒に處る」、故に須らく貞正にして自ら危厲くすべし、故に「貞にして厲くす」と曰ふ。然れども六三は柔體にして爭はず、係の應は上に在りて、衆の能く傾くる莫し、故に「終には吉」なり。

「或いは王事に從ふも成す无し」とは、三は上に應じ、上は則ち壯にして又た勝つ、故に六三或いは上九の王事に從ふも、敢へて觸忤〔さからう〕せず、敢へて先づ成す无し、故に「成す无し」と云ふ。

象曰、「食舊德」、從上吉也。

〔疏〕正義曰、「從上吉」者、釋所以「食舊德」。以順從上九、故得其吉、「食舊德」也。

象に曰はく、「舊德を食む」は、上に從ひて吉なり。

〔疏〕正義に曰はく、「上に從ひて吉」とは、「舊德を食む」所以を釋す。上九に順從するを以て、故に其の「吉」を得て、「舊德を食む」なり。

九四、不克訟。

〔初辯明也。〕

〔疏〕正義曰、九四既非理陵犯於初、初能分辯道理、故九四訟不勝也。

九四、訟に克たず。
〔初 辯明するなり。〕
〔疏〕正義に曰はく、九四 既に非理にして初を陵犯し、初 能く道理を分辯す、故に九四 訟に勝たざるなり。

復即命、渝、安貞吉。
〔處上訟下、可以改變者也、故其咎不大。若能反從本理、變前之命、安貞不犯、不失其道、*「爲仁由己」、故吉從之。〕
〔疏〕「復即命渝安貞吉」。
○正義曰、「復即命渝」者、「復」反也。「即」就也。九四訟既不勝、若能反就本理、變前與初爭訟之命、能自渝變休息、不與初訟、故云「復即命渝」。「安貞吉」者、既能反從本理、渝變往前爭訟之命、即得安居貞吉。
○注「處上訟下」至「故吉從之」。
○正義曰、「若能反從本理」者、釋「復即」之義。「復」反也。「即」從也。「本理」謂原本不與初訟之理。當反從此原本不爭之理、故云「反從本理」。「變前之命」者、解「命渝」也。「渝」變也。但倒經「渝」字在「命」上、故云「變前之命」。「前命」者、謂往前共初相訟之命也。今乃變之也。「安貞不犯」者、謂四安居貞正、不復犯初、故云「安貞不犯」。「爲仁由己、故吉從之」者、「爲仁由己」、論語文。初不犯己、己莫陵於初、是爲仁義之道、自由於己、故云「爲仁由己」。
「爲仁猶己」 院校 〔補〕案注作「猶」、正義作「由」。「由」「猶」古字通。◎足利八行本「由」字に作る。これに従う。下の疏文所引も同じ。

復(かへ)りて命に即き、渝(か)へて、貞に安んずれば吉。
〔上に處りて下を訟ふるは、以て改變すべき者なり、故に其の咎は大ならず。若し能く本理に反(かへ)り從ひ、前の命を變じ、貞に安んじて犯さず、其の道を失はず、「仁を爲すは己に由る」、故に吉 之れに從ふ。〕
〔疏〕「復即命渝安貞吉」。
○正義に曰はく、「復(かへ)りて命に即き、渝(か)ふ」とは、「復」は反〔かへる〕なり。「即」は就〔つく〕なり。九四は訟 既に勝たず、若し能く反(かへ)りて本理に就き、前の初と訟を爭ふの命を變じ、能く自ら渝變して休息すれば、初と訟はず、故に「復(かへ)りて命に即き渝ふ」と云ふ。「貞に安んずれば吉」とは、既に能く反(かへ)りて本理に從ひ、往前爭訟の命を渝變せば、即ち貞に安居する吉を得ん。
○注の「處上訟下」より「故吉從之」に至るまで。
○正義に曰はく、「若し能く反りて本理に從ふ」とは、「復即」の義を釋す。「復」は反なり。「即」は從なり。「本理」とは原本の初と訟へざるの理を謂ふ。當に此の原本不爭の理に反り從ふ、故に「本理に反り從ふ」と云ふ。
「前の命を變ず」とは、「命渝」を解するなり。「渝」は變なり。但だ經の「渝」字を倒して「命」の上に在り、故に「前の命を變ず」と云ふ。「前命」とは、往前の初と共に相訟ふるの命を謂ふなり。今は乃ち之れを變ずるなり。
「貞に安んじて犯さず」とは、四の 貞正に安居し、復(もは)や初を犯さざるを謂ふ、故に「貞に安んじて犯さず」と云ふ。
「仁を爲すは己に由る、故に吉 之れに從ふ」とは、「仁を爲すは己

に由る」は、《論語》の文なり。初 己を犯さず、己 初を陵す莫きは、是れ仁義の道を爲すこと、自ら己に由る、故に「仁を爲すは己に由る」と云ふ。

象曰、「復即命、渝、安貞」、不失也、

[疏] 正義曰、「安貞不失」者、釋「復即命渝」之義。以其反理變命、故得安貞之吉、不失其道。

象に曰はく、「復りて命に即き、渝へ、貞に安んず」とは、失はざるなり。

[疏] 正義に曰はく、「貞に安んじて失はず」とは、「復りて命に即き、渝ふ」の義を釋す。其の 理に反り命を變ずるを以て、故に「貞に安んずる」の吉を得て、其の道を失はざるなり。

九五、訟元吉。

〔處得尊位、爲訟之主、用其中正以斷枉直、中則不過、正則不邪、剛无所溺、公无所偏、故「訟元吉」。〕

[疏]「九五訟元吉」。

○正義曰、處得尊位、中而且正、以斷獄訟、故得「元吉」也。

○注「處得尊位」至「故訟元吉」。

○正義曰、「處得尊位、爲訟之主」者、居九五之位、當爭訟之時、是主斷獄訟者也。然此卦之內、斷獄訟之人、凡有二主。案上注云「善聽之主、其在二乎」、是二爲主也。此注又云「爲訟之主、用其中正、以斷枉直」、是五又爲主也。一卦兩主者、凡諸卦之內、如此者多矣。五是其卦尊位之主、餘爻是其卦爲義之主、猶若復卦初九是復卦之主、復義在于初九也。六五亦居復之尊位、爲復卦尊位之主、如此之例、非一卦也。所以然者、五居尊位、猶若天子總統萬機、與萬物爲主。故諸卦皆五居尊位、諸爻則偏主一事、猶若六卿春官主禮、秋官主刑之類、偏主一事、則其餘諸爻、各主一事也。即六卿總歸於天子、諸卦之爻、皆以九五爲尊位也。若卦由五位、五又居尊、正爲一主也。若比之九五之類、是也。今此訟卦二既爲主、五又爲主、皆有斷獄之德、其五與二爻、其義同然也、故俱以爲主也。案上〈象〉辭「剛來而得中」、今九五〈象〉辭云「訟元吉、以中正」、*何知〈象〉辭「剛來得中」、非據九五也。輔嗣必以爲「九二」者、凡上下二象在於下象者、則稱「來」。故賁卦云「柔來而文剛」、是離下艮上而稱「柔來」。今此云「剛來而得中」、故知「九二」也。且凡云「來」者、皆據異類而來。九二在二陰之中、故稱「來」、九五在外卦、又三爻俱陽、不得稱「來」。若於爻辭之中、亦有從下卦向上卦稱「來」也。故需上六「有不速之客三人來」、謂下卦三陽來。然需上六陰爻、陽來詣之、亦是往非類而稱「來」也。「以斷枉直」者、「枉」曲也。凡二人來訟、必一曲一直、此九五聽訟能斷定曲直者、故云「以斷枉直」。

「也知象辭剛來得中」 阮校 閩・監・毛本同。錢本・宋本「也」作「何」。◎單疏本・広大本・足利八行本も「何」字に作る。これが正しい。

九五、訟 元いに吉。

〔處は尊位を得、訟の主と爲り、其の中正を用ひて、以て枉直を

斷じ、中は則ち過ぎず、正は則ち邪ならず、剛にして溺るる所无く、公にして偏る所无し、故に「訟 元いに吉」なり。」

［疏］「九五訟元吉」。

○正義に曰はく、「處は尊位を得」、中にして且つ正しく、以て獄訟を斷ず、故に「元吉」を得るなり。

○注の「處得尊位」より「故訟元吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「處は尊位を得、訟の主と爲る」とは、九五の位に居り、爭訟の時に當たるは、是れ獄訟を斷ずるを主る者なり。然れども此の卦の內、獄訟を斷ずるの人、凡そ二主有り。案ずるに上注に「善聽の主、其れ二に在るか」と云ふは、是れ二を主と爲すなり。此の注に又た「訟の主と爲り、其の中正を用ひて以て枉直を斷ず」と云ふは、是れ五を又た主と爲すなり。一卦に兩主なるは、凡そ諸卦の內に、此の如き者は多し。五は是れ其の卦の尊位の主、餘爻は是れ其の卦の 義の主爲ること、猶ほ復卦の初九は是れ復卦の主、復の義は初九に在り、六五も亦た復の尊位に居り、復卦の尊位の主爲るが若く、此の如きの例は、一卦に非ざるなり。然る所以は、五 尊位に居ること、猶ほ天子の 萬機を總統し、萬物の與に主と爲るが若し。故に諸卦は皆な五 尊位に居り、諸爻は則ち一事を偏主すること、猶ほ六卿 春官の禮を主り、秋官の刑を主るの類の若く、一事を偏主し、則ち其の餘の諸爻は、各一事を主るなり。即ち六卿は總べて天子に歸し、諸卦の爻は、皆な九五を以て尊位と爲すなり。卦は五位に由り、五は又た尊に居り、正に一主と爲るが若し。比の九五の若きの類、是れなり。

今 此の訟卦は二 既に主と爲り、五 又た主と爲り、皆な斷獄の德有り、其の五と二爻とは、其の義同じく然るなり、故に倶に以て主と爲るなり。

案ずるに上の〈象〉辭に「剛 來たりて中を得」、今 九五の〈象〉辭に「訟の元吉なるは、中正を以てなり」と云ふに、何ぞ〈象〉辭の「剛 來たりて中を得」るは、九五に據るに非ざるを知るや。輔嗣必ず以て「九二」と爲すは、凡そ上下の二象、下象に在る者には、則ち「來」と稱す。故に賁卦「柔 來たりて文は剛」と云ふは、是れ離下艮上にして、「柔來」と稱す。今此に「剛 來たりて中を得」と云ふ、故に「九二」と知るなり。且つ凡そ「來」と云ふは、皆な異類に據りて來たるなり。九二は二陰の中に在り、故に「來」と稱し、九五は外卦に在りて、又た三爻 倶に陽なれば、「來」と稱するを得ず。若し爻辭に中に於けるも、亦た下卦より上卦に向かひて「來」と稱する有るなり。故に需の上六の「速かざる客の三人 來たる有り」とは、下卦の三陽 來たるを謂ふ。然らば需の上六の陰爻、陽來たりて之れに詣るも、亦た是れ非類に往きて「來」と稱するなり。

「以て枉直を斷ず」とは、「枉」は曲なり。凡そ二人來たり訟ふるに、必ず一は曲にして一は直、此の九五の聽訟は能く曲直を斷定する者なり、故に「以て枉直を斷ず」と云ふ。

象曰、「訟元吉」、以中正也。

［疏］正義曰、「以中正也」者、釋「元吉」之義。所以訟得大吉者、以九五處中而得正位、中則不有過差、正則不有邪曲、中正爲德、故「元吉」。

象に曰はく、「訟 元いに吉」は、中正なるを以てなり。

［疏］正義に曰はく、「中正なるを以てなり」とは、「元吉」の義を釋す。訟に大吉を得る所以は、九五 中に處りて正位を得、中は則ち過差有らず、正は則ち邪曲有らず、中正を德と爲すを以て、故に「元いに吉」なり。

上九、或錫之鞶帶、終朝三褫之。

［處訟之極、以剛居上、訟而得勝者也。以訟受錫、榮何可保。故終朝之閒、褫帶者三也。］

［疏］正義曰、「或錫之鞶帶」者、上九以剛居上、是訟而得勝者也。若以謙讓蒙錫、則可長保有。若因訟而得勝、雖或錫與鞶帶、不可長久、終一朝之閒三被褫脫、故云「終朝三褫之」。

上九、或いは之れに鞶帶を錫はるも、終朝に三たび之れを褫はる。

［訟の極に處り、剛を以て上に居り、訟へて勝を得る者なり。訟を以て錫を受くるは、榮 何ぞ保つべき。故に終朝の閒に、帶を褫はるる者三たびなり。］

［疏］正義に曰はく、「或いは之れに鞶帶を錫ふ」とは、上九 剛を以て上に居るは、是れ訟へて勝を得る者なり。若し謙讓を以て錫を蒙らば、則ち長く保有すべし。若し訟に因りて勝を得ば、或いは鞶帶を錫與すと雖も、長久なるべからず、一朝を終ふるの閒に、三たび褫脫せらる、故に「終朝に三たび之れを褫はる」と云ふ。

象曰、以訟受服、亦不足敬也。

［疏］正義曰、釋「終朝三褫」之義。以其因訟得勝、受此錫服、非德而受、亦不足可敬、故終朝之閒、三被褫脫也。凡言「或」者、「或」之言「有」也。言或有如此、故言「或」。則上云「或從王事无成」、及坤之六三「或從王事无成」之類是也。「鞶帶」謂大帶也。故杜元凱桓二年傳「鞶厲旒纓」注云「鞶大帶也」。此訟一卦及爻辭並以人事明之、唯「不利涉大川」、假外物之象、以喩人事。

象に曰はく、訟を以て服を受くるも、亦た敬するに足らざるなり。

［疏］正義に曰はく、「終朝に三たび褫はる」の義を釋す。其の訟に因りて勝を得、此の錫服を受くるは、德に非ずして受くるにて、亦た敬すべきに足らざるを以て、故に終朝の閒に、三たび褫脫さるるなり。

凡そ「或」と言ふ、「或」の言たる「有」なり。或いは此の如きもの有るを言ふ、故に「或」と言ふ。則ち上に「或いは王事に從ふも成す无し」と云ふ、及び坤の六三の「或いは王事に從ふも成す无し」の類は是れなり。

「鞶帶」は大帶を謂ふなり。故に杜元凱の、桓二年傳「鞶厲旒纓」の注に「鞶は大帶なり」と云ふ。

此の訟の一卦及び爻辭は、並びに人事を以て之れを明らかにし、唯だ「大川を涉るに利あらず」のみ、外物の象を假りて、以て人事を喩ふ。